

現状・課題

【現状】

● 博物館法（1951年制定、制定から約70年）

- ・社会教育施設として、資料の
 - ①収集・保管 ②展示・教育 ③調査・研究を行う機関
- ・博物館の基本的な役割・機能を確保するため、博物館の登録・相当施設の指定を制度化
- ・学芸員等の専門的職員の人材養成を推進

(登録博物館のメリット)

- 固定資産税や事業所税等の非課税措置等の税制上の優遇が適用
- 特別交付税の申請が可能
- 登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能
- 美術品補償制度の利用が可能
- 希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能 等

【課題】

● 設置形態の多様化

- ・約200館（1951年）
→ 約5,700館（2018年時点）
※約70年で30倍に増加
- ・地方独立行政法人立（2013年）、会社立など設置形態が一層多様化

● 博物館に求められる役割・機能の多様化・高度化

- ・デジタル技術等を活用した新しい鑑賞・体験モデルの構築
- ・まちづくり・国際交流、観光・産業、福祉等の関連機関との連携（文化芸術基本法）
- ・文化観光拠点施設、地域文化財の計画的な保存・活用（文化観光推進法、文化財保護法）

背景

2017年
文化芸術基本法
・文化芸術の範囲を拡大し、まちづくり・国際交流、観光・産業、福祉等との連携を範疇に

2018年
文科省設置法の一部改正
・博物館行政を文化庁が一括して所管

2019年
ICOM京都大会
・「文化をつなぐミュージアム」として、博物館を文化観光、まちづくり、社会包摂など社会的・地域的課題と向き合うための場として位置づけ

主な改正内容

1. 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- ・目的に文化芸術基本法の本質に基づくことを追加
- ・博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加
- ・他の博物館との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光など地域の活力の向上への寄与を努力義務化

2. 博物館登録制度の見直し

- ・地方公共団体、社団法人・財団法人等に限定していた設置者要件を法人類型にかかわらず登録できるように改め、地方独立行政法人立、会社立などの登録も可能に
- ・資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査
- ・都道府県等教育委員会による学識経験者の意見聴取、運営状況の定期報告、報告徴収・勧告など登録審査の手続き等の見直し

3. その他の規定の整備

- ・学芸員補の資格要件を、短期大学士を有する者で、博物館に関する科目の単位を修得した者等に
- ・国・都道府県教育委員会による研修の対象に、学芸員以外の者も含める
- ・博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）の他の博物館等との連携等を努力義務化
- ・令和5年4月1日施行（既に登録されている博物館は施行から5年間は登録博物館等とみなす経過措置等）

令和4年度の博物館法改正のポイント

- すべての博物館が、その設置者にかかわらず、望ましい博物館像に向けて自らの運営を改善することを促すとともに、により、博物館の「底上げ」と「盛り立て」を図る登録・指定制度へ
- また、博物館と地方公共団体、学校、社会教育施設などの関係機関・民間団体が相互に連携を図るよう努めることを規定し、博物館が地域の活力の向上に寄与する役割を期待

【旧制度】

全国的に博物館の数の増加を図るに当たって、博物館の基本的、公共的な機能を確保するための制度

【登録博物館】

対象：地方公共団体
一般社団法人もしくは一般財団法人
宗教法人等政令で定める者

審査：外形的な基準に基づき審査

法律上の目的を達成するために必要な

- ① 博物館資料があること
- ② 学芸員その他の職員を有すること
- ③ 建物及び土地があること
- ④ 一年を通じて150日以上開館すること

学校法人、株式会社、
社会福祉法人等は
対象外

活動の質や公益性を
担保し、向上を促す
ことができていない

【博物館相当施設】

審査：外形的な基準に基づき審査

対象：設置者による限定なし

その他の施設（博物館類似施設）

【新制度】

望ましい博物館像に向けた運営の改善促進等による「底上げ」と「盛り立て」を図る制度

【新たな登録博物館】

対象：設置者による要件を撤廃
（国・独法以外の設置者はすべて対象に）

審査：活動内容の質等について実質的に審査

- ・設置者の経済的基礎・社会的信望
- ・資料の収集・保管・展示、調査研究の体制*
- ・学芸員等の職員の配置*
- ・事業を行うにふさわしい施設や設備*
- ・一年を通じて150日以上開館すること

（※は、省令を参酌し各都道府県が基準を設定）

【指定施設】

審査：登録博物館の審査基準を踏まえ規定

対象：設置者による限定なし

その他の施設

改正博物館法の実施に関する基本的な留意事項（案）

（1）博物館の登録基準について

- ・ 博物館部会（第1回）における議論を踏まえ、各教育委員会が博物館の登録基準を定めるに当たり参酌すべき基準の主な要素として、以下のとおり整理している。
- ・ 必ずしも定量的な基準ではなく、各館の規模や扱う資料の性質等に応じて審査を行うことを前提とした上で、各館が備えるべき要素を示している。各教育委員会において、これを参酌して教育委員会規則等に基本的な基準を定めていただくことを想定。
- ・ なお、各都道府県の教育委員会が定める審査基準は、必ずしも教育委員会規則の形式によって全て定めることまでを求めるものではない。

（博物館資料の収集・保管・展示・調査研究に係る体制）

○以下を実現するための体制が確保されていること

- ・ 博物館の運営に関する基本的な方針を定めていること
- ・ 博物館の運営に関する基本的な方針に則り、公益に資するよう運営を行うこと
- ・ 資料の収集・管理の方針を定めていること
- ・ 自ら定めた資料の収集・管理の方針に従った体系的な資料収集等を行うこと
- ・ 資料の目録を作成し、資料の情報を適切に管理・活用すること
- ・ 資料の展示を公衆に対して行うこと
- ・ 資料に関する調査研究を行い、その成果を博物館の利用者に還元すること
- ・ 資料を用いた学習機会の提供などの教育活動を行うこと

（学芸員その他の職員の配置）

○以下を実現するための職員配置を行うこと

- ・ 館長が博物館運営の基本的な方針に基づき、適切なマネジメントを行うこと
- ・ 館の性質や扱う資料等に応じた専門性を有する学芸員を配置すること
- ・ 博物館運営の基本的な方針に基づく業務遂行に必要な職員を配置すること
- ・ 職員に対する研修の実施や、職員の研修への参加機会を確保すること

（施設及び設備）

○以下を実現するための施設及び設備を有すること

- ・ 博物館資料の収集や保管等を、安定的・継続的に行うこと
- ・ 防災・防犯の観点から必要な配慮がなされること
- ・ 高齢者や障害者、傷病者など多様な来館者に対する配慮がなされること

- ◆ 上記の省令において示す基準のほか、実際の審査に当たっての留意事項として、主に以下に掲げる事項を各都道府県に周知する。

(その他の留意事項)

- ・ 公立博物館の登録に当たっては、指定管理者による運営が行われているとしても、設置者たる地方公共団体又は地方独立行政法人において申請が行われる必要があること。また、私立博物館の登録に当たっては、当該博物館を設置する法人の経済的基礎、担当役員の知識・経験や社会的信望を審査するため、下記(2)に示す書面等による確認を行うこと。
- ・ 開館日数(年間150日以上)の要件については、必ずしも、利用者が物理的に来館できる日数のみをもって考えるのではなく、本部会(第2回)資料2に示す考え方に基づき、博物館が外部に対して活動している日数を含めて判断すること。
- ・ 博物館資料をデジタル化して展示する博物館については、展示以外の博物館活動(資料の収集・保管、教育普及、調査研究等)の観点から、物理的な展示を行う博物館と同等以上の活動の充実が見られることを前提に、登録対象として差し支えないこと。

(2) 登録の申請の際に提出を求める書類について

- ・ 上記の参酌すべき基準への適合性と、設置者である法人の適格性を判断するためには、少なくとも以下の書類の提出を求めることが適当と考えられることから、法第12条第2項第2号に定める「基準に適合していることを証する書類」の考え方として、下記の事項を都道府県の教育委員会の事務の参考とすべく周知する。
- ・ これら以外に、各都道府県の教育委員会の判断により、追加して書類の提出を求めることは妨げられないが、博物館の登録申請に当たって、申請者の過重な負担となることのないよう配慮することが求められる。
- ・ なお、法第12条第1項及び第2項第1号に定められるとおり、登録申請書(登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所、登録を受けようとする博物館の名称及び所在地等を記載したもの)の提出及び館則(博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたもの)の添付は前提となる。

(設置法人の適格性)

①公立博物館の場合

- ・ 地方公共団体が設置する博物館の場合は、当該博物館の設置条例
- ・ 地方独立行政法人が設置する博物館の場合は、当該法人の登記事項証明書

②私立博物館の場合

- ・ 法人登記事項証明書(設置者が法人であることを証明するための書類)
- ・ 博物館の運営を安定的かつ継続的に実施するための経済的基礎を有することを証明する収支計画書等
- ・ 博物館を設置する法人において、民事再生法による民事再生手続又は会社更生法による会社更生手続を受けていないことを宣誓する書類

- ・ 博物館の運営を担当する役員の経歴を示す書類
- ・ 博物館を設置する法人において、自ら反社会的勢力に該当せず、及び反社会的勢力との関係がないこと等を宣誓する書類

(博物館資料の収集・保管・展示・調査研究に係る体制)

- ・ 博物館運営の基本的な方針を示した書類及び当該方針の公表方法を示した書類
- ・ 博物館資料の収集及び管理の方針を示した書類
- ・ 博物館資料の目録（当該博物館が保有している資料を示す書類であれば足り、必ずしも詳細な情報や画像等を付すことを求めるものではない。）
- ・ 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類
- ・ 博物館の事業に関する収支計画を示す書類

(学芸員その他の職員の配置)

- ・ 館長の氏名、職務内容及び経歴を示す書類
- ・ 学芸員の氏名、職務内容及び経歴を示す書類
- ・ その他の職員の名簿及び職務分担を示す書類
- ・ 組織図等の博物館運営を行う組織の態様を示す書類
- ・ 職員への研修の実施計画又は実績（国や都道府県等が実施する研修に職員を参加させる計画又は実績を含む。）

(施設及び設備)

- ・ 博物館の事業に用いる建物及び土地の図面
- ・ 博物館の事業に用いる建物及び土地の保有形態（当該博物館の設置者が自ら所有しているか又は他の主体から借用しているか）を示す書類
- ・ 博物館の事業に用いる建物及び土地を借用している場合は、契約書等の当該借用の条件等を証明する書類
- ・ 防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類
- ・ 多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類

※ なお、法第13条第1項第2号に示す要件である、「博物館の設置者が、……登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと」については、各都道府県の教育委員会が取消しを行った情報を文化庁において集約し、各都道府県教育委員会の担当部局に情報提供することを検討する。

(3) 学識経験者への意見聴取等の手続について

- ・ 改正法では、博物館の登録に当たって学識経験者の意見聴取を行うこととされているところ、この意見聴取の具体的な方法について、本部会（第1回）資料2に示した点を踏まえて、以下のとおり整理している。これらの点について、都道府県の教育委員会の事務の参考とするべく周知する。

(意見聴取の方法)

- ・ 学識経験者による合議体（委員会等）の形式をとることや、複数回にわたって意見聴取をすることが必ずしも求められるものではなく、博物館の特性（取り扱う博物館資料の種類等）を踏まえて、適切な学識経験者を選定することを前提として、効率的に実施して差し支えないこと
- ・ 意見聴取を行う学識経験者として想定される者は、例えば、都道府県が設置する博物館やすでに登録等を受けた域内の博物館の職員や、域内の大学教員等の専門家が挙げられること
- ・ 学識経験を伴って実地において審査を行うなど、各都道府県のこれまでの審査の在り方を踏まえた対応を講じることは差し支えないこと

(聴取に際しての留意事項)

- ・ 学識経験者の意見聴取は、あくまでも、都道府県教育委員会による登録の審査に当たっての一手順であって、学識経験者の意見を踏まえて登録を行うか否かは、各教育委員会において判断されるべきものであること（学識経験者が登録の可否を判断することを想定しているものではない。）
- ・ 登録の可否にかかわらず、学識経験者の意見を申請者に伝達することにより、申請中の博物館の更なる質の向上に資することが期待できること
- ・ 文化庁においても、学識経験者として考えられる者のリストを作成する事業を実施しており、作成したリストを各都道府県教育委員会に情報提供する予定であること